検定協会だより

平成29年12月　第444号

12

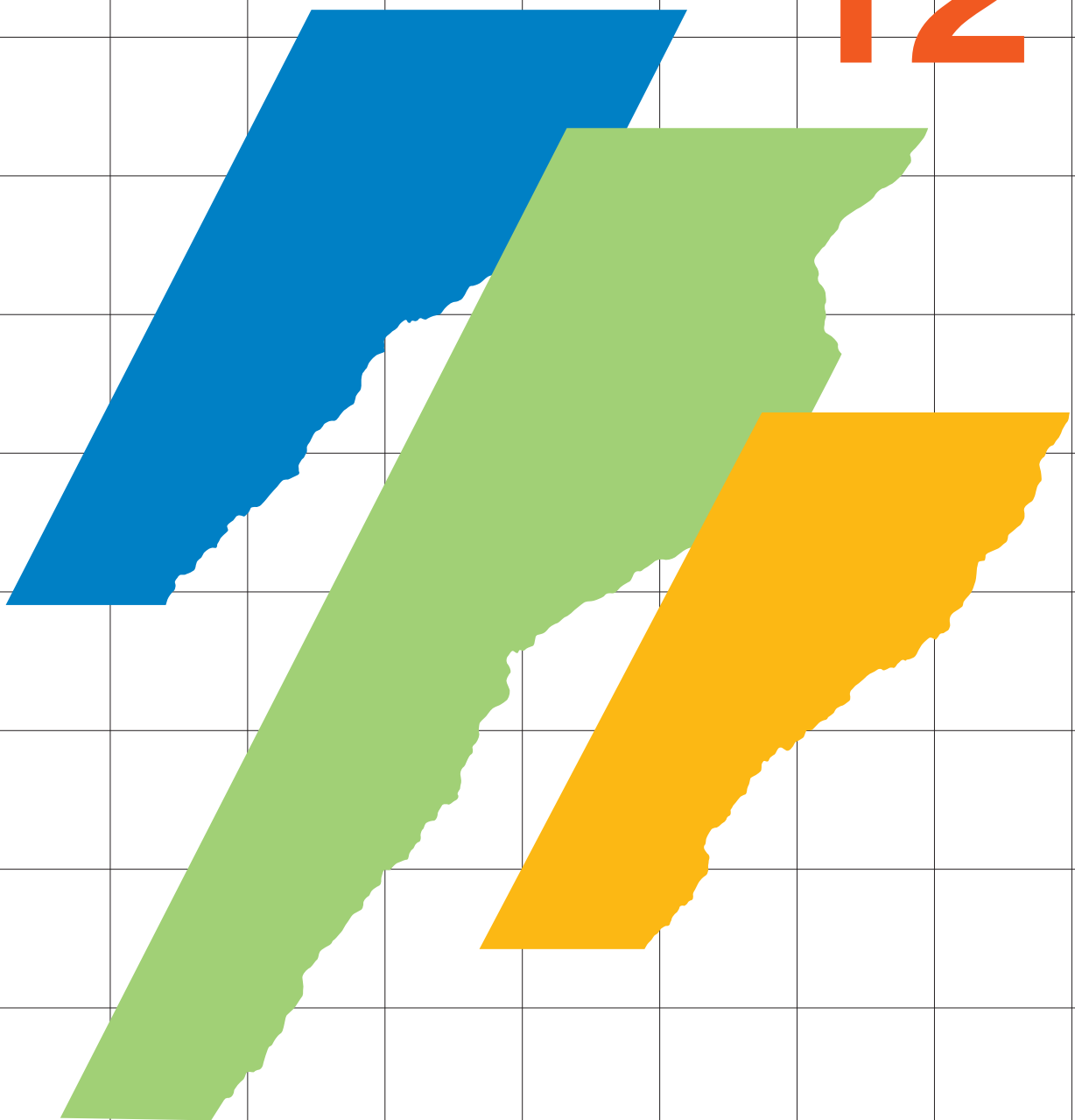

日本消防検定協会

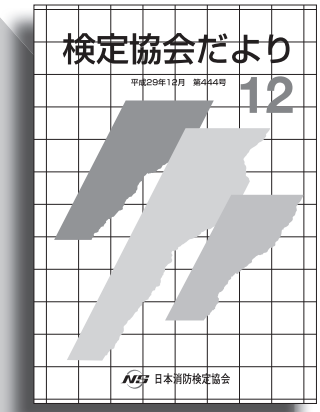

平成29年12月号

http://www.jfeii.or.jp

目次

巻頭のことば

1 住民の期待に応える消防
静岡市消防局長　青山雅行

消防庁情報

3 平成30年度消防庁重点施策について
総務省消防庁総務課理事官　滝川聡史

18 光警報装置の設置に係るガイドラインの運用通知について
消防庁予防課　吉岡宏崇

事例紹介

26 東京消防庁管内における政令対象物の火災状況（その２）
東京消防庁予防部調査課

国際会議報告

36 ISO/TC21/SC3/WG24国際会議報告
警報設備部報知設備課長　明石勉

38 ISO/TC21/SC3国際会議報告
警報設備部報知設備課長　明石勉

おしらせ

41 有効期限を経過した受託評価品目

42 協会通信・業界の動き・消防庁の動き

45 新たに取得された型式一覧

46 検定・性能評価・受託評価数量（平成29年11月）

消防用機械器具に対する検定業務は、法令で定められた規格に適合し、性能が確保されたものでなければならない。
表紙は、公正に試験及び検査を行い、国民の安心、安全を保障している業務であることをイメージしてデザインし、格子縞をイメージストックに色の組み合わせの楽しさを構成した。　デザイン：山崎達雄

巻頭のことば

住民の期待に応える消防

静岡市消防局長
青山雅行

静岡市は、静岡県の中央を流れる安倍川流域に位置する県庁所在地です。

現在の静岡市は清水市と合併後政令指定都市に移行し、その後蒲原町、由比町との合併を経て現在に至っております。

人口約70万、政令指定都市としては小規模ですが、弥生時代、今川義元公、徳川家康公の時代の時代を経て現在に至るまで様々な歴史が刻まれ、長い歴史や豊かな自然に育まれた独自の地域資源に恵まれています。

徳川家康公は、幼少期及び大御所時代を当市で過ごし、大御所時代には静岡市の原型が造られ様々な価値観を受入れ、静岡のまちは我国の政治、外交の中心でありました。

現在静岡市の面積は、411.93平方キロメートルで北は3000メートル級の山々が鎮座する南アルプスから南は、駿河湾まで山、川、海の豊かで美しい自然に囲まれています。

中でも南アルプスは、世界的な自然と共生しながら持続的に発展してきた地域であることが認められ平成26年６月にユネスコエコパークに登録されました。

一方駿河湾に接する地区は、世界文化遺産の富士山を望む日本平や世界文化遺産の構成資産である三保松原など景勝地があり、当市は豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれております。

当局の管轄区域は、沿岸部から３千メートル級の山岳地帯までと広大であり、従来から多様な消防活動を行うなかで、特定重要港湾の指定を受けている清水港及び石油コンビナート等特別防災区域に指定されている施設への地震津波を含む災害対応や富士市との市境にある庵原地区では、東西流通幹線となる東名高速道路、国道１号線、東海道線が海岸から100メートル以内に集中しており、災害時には津波や土砂等による陸路の封鎖やライフラインの途絶による孤立が懸念されています。

また、静岡県が発表した「静岡県第４次地震被害想定」により、南海トラフ巨大地震が極めて甚大な人的・物的被害を本市にもたらすリスクが明らかにされ、これからの想

定される地震をはじめ社会環境の変化等により複雑多様化する災害に対して　消防機関に寄せる住民の皆様方の期待は益々大きくなっているところであり、あらゆる事態に対しての十分な対策と即時に対応できる防災体制の構築が強く求められています。

これらの対策と近隣消防本部の持つ固有の防災上の課題の解決として、住民サービスのより一層の向上を図るため、当局は平成28年４月１日より、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町と消防救急広域化を図り、様々なスケールメリットを活かした効果的、効率的な消防体制を確立しました。

広域化の効果ですが、災害出動については、従前の管轄区域に関係なく災害現場に最も近い消防隊が出動することによる到着時間の短縮（平成28年度の実績値、以下同じ。）、部隊を増強して出動することでの初動体制の充実・強化、航空隊、水難救助隊、山岳救助隊の特殊部隊の出動、管轄隊の出動に伴い、他の災害に備えるための部隊移動配備、その他として従前の管轄区域を越えた柔軟な出動がありました。次に、消防署体制の強化としては、本部統合により現場要員の拡充を図り、隊員の専任化、指揮隊及び救急隊の新設、消防車両の柔軟な運用での非常用車両の使用による継続的な運用の確保、立入検査の計画的実施、人材育成及び研修体制の充実が挙げられます。また、大規模災害対策としては、各種合同訓練を実施（山岳救助訓練・水難救助訓練・林野火災対応訓練・救急大事故訓練・富士山静岡空港航空機事故対応訓練等）し、対応力の強化を図ってまいりました。このように広域消防体制の効果が顕著、かつ、着実に表れてきております。

広域化二年目となる本年度は、正に「広域化の成否が問われる正念場」であると捉え、引き続き当局の総力を挙げて「常に変化に対応し、住民の期待に応える消防」を目指し、より一層の消防サービスの提供に取り組んでいるところです

現場要員の拡充、大規模災害への対応力強化、組織の活性化と資質の向上等広域化のメリットを最大限に活用し、住民の期待に応える「様々な危機に備えた減災力の高いまち」の実現を目指していきます。

結びに、日本消防検定協会並びに全国の消防関係者皆様方の益々のご発展を祈念し巻頭のことばとさせていただきます。

平成30年度消防庁重点施策について

総務省消防庁総務課理事官
滝　川　聡　史

総務省消防庁では、平成28年12月に糸魚川市大規模火災、平成29年２月に埼玉県三芳町倉庫火災といった大規模火災が発生したこと、平成29年７月九州北部豪雨等の大規模な風水害が発生していることを踏まえて、緊急消防援助隊の災害対応能力の強化及び常備消防力等の強化を図るとともに、引き続き、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化を行ない、また、ミサイル発射事案等の国際情勢の変化に対応するための国民保護共同訓練の強化などを平成30年度に向けた重点施策として策定するとともに、概算要求を行ったところである。以下これらについて見ていくこととする。

なお、文中意見にわたる部分については、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

⑴　糸魚川市大規模火災や平成29年７月九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化

【施策概要】

(a) 糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町倉庫火災関係（後掲）

・　木造密集市街地や大規模倉庫について、科学的検証に基づく効果的な火災対策及び広域連携等による消防体制強化などの取組を推進

【予算】　火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発　0.7億円【新規】

【予算】　木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討　0.1億円【新規】

【予算】　実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備　0.8億円【新規】

【予算】　緊急消防援助隊設備整備費補助金　49.0億円（29年度　49.0億円）

【予算】　緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実　0.9億円（29年度　0.7億円）

⑵(a)、⑶(a)及び⑸(a)の項を参照（資料-1）

【施策概要】

(b) 平成29年７月九州北部豪雨等の大規模風水害関係（後掲）

・　大規模風水害発生時の災害対応の初期段階における被災情報の収集や、被災地の状況に応じた消防活動を行えるよう、緊急消防援助隊の災害対応能力を強化

【予算】　津波・大規模風水害対策車の整備（３台）　2.2億円（29年度　1.5億円）

【予算】　情報収集活動ドローンの整備（10台）0.3億円【新規】

⑵(a)の項を参照（資料-1）

資料-1

FDMA 住民とともに

糸魚川市大規模火災や平成29年7月九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化

(a)　糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町倉庫火災関係（後掲）

・木造密集市街地や大規模倉庫について、
科学的検証に基づく効果的な火災対策及び
広域連携等による消防体制強化などの取組を推進

【予算】 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発　0．7億円【新規】
【予算】 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討　0．1億円【新規】
【予算】 実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備　0．8億円【新規】
【予算】 緊急消防援助隊設備整備費補助金　49．0億円（29年度　49．0億円）【補助対象の追加】
【予算】 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実　0．9億円（29年度　0．7億円）【拡充】

【火災延焼シミュレーション】

【スーパーポンパー】

(b)　平成29年7月九州北部豪雨等の大規模風水害関係（後掲）

・大規模風水害発生時の災害対応の初期段階における被災情報の収集や、被災地の状況に応じた消防活動を行えるよう、緊急消防援助隊の災害対応能力を強化

【予算】 津波･大規模風水害対策車の整備（3台）　2．2億円
（29年度　1．5億円）【拡充】
【予算】 情報収集活動ドローンの整備（10台）　0．3億円【新規】

【津波･大規模風水害対策車】

⑵　大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

【施策概要】

(a) 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

・　大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を整備するため、「緊急消防援助隊

基本計画（平成30年度までに6,000隊）」に基づき、車両・資機材等を整備

＊平成29年４月１日時点 5,658隊

【予算】緊急消防援助隊設備整備費補助金　49.0億円（29年度　49.0億円）

・　南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制を充実強化

【予算】　拠点機能形成車の整備（２台）　2.6億円（29年度　1.3億円）

【予算】　津波・大規模風水害対策車の整備（３台）2.2億円（29年度　1.5億円）

【予算】　情報収集活動ドローンの整備（10台）0.3億円【新規】

【予算】　緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実　0.9億円（29年度　0.7億円）

＜緊急消防援助隊の増隊・活動体制の確保＞

緊急消防援助隊は、平成７年、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模・特殊災害発生時の人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の応援体制を国として確保することを目的に創設されたものである。平成29年４月現在、全国で5,658隊が登録されており、平成29年７月九州北部豪雨や昨年の台風第10号に伴う大雨等における出動を含め、これまで創設以来34回出動している（平成29年10月１日現在）。

東日本大震災においては、長官指示による派遣が初めて行われ、岩手県・宮城県・福島県を除く全国44都道府県から３万人を越える人員が出動し、88日間の長期にわたる活動を展開した。今後、複雑化・大規模化する災害に対応し、効果的・効率的に救助・救援活動を行うためには、車両・資機材の整備や部隊編成・部隊運用の強化等による緊急消防援助隊の機能強化が必要である。

そのため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成30年度末までの計画として改正し、緊急消防援助隊を一層充実強化することとしている。当該計画においては、南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のため、平成30年度末までの登録目標隊数を、改正前のおおむね4,500隊規模からおおむね6,000隊規模に増強するとともに、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、統合機動部隊、通信支援小隊等の新設により、機能強化を図ることとしている。

平成30年度は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を引き続き49億円要求するとともに、緊急消防援助隊の長期かつ大規模な消防応援活動を支えるための「拠点機能形成車」や、津波や大規模風水害による冠水地域等において機動的な人命救助活動が実施可能な「津波・大規模風水害対策車」、平成29年７月九州北部豪雨での経験を踏まえた「情報収集

活動ドローン」を引き続き無償使用制度（消防組織法第50条）の活用により整備する。

さらに、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練について、糸魚川市大規模火災や埼玉県三芳町倉庫火災の発生を受け、訓練内容に「大規模市街地火災想定訓練」及び「大規模倉庫火災想定訓練」を追加する。（資料-2）

【施策概要】

(b) ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等

・　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核となる高度な特殊車両を整備

【予算】　エネルギー・産業基盤災害対応型
消防水利システムの整備（２セット）　3.6億円（29年度　3.6億円）

・　情報収集から放水活動までを自動・自律的に実施する消防ロボットシステムを研究開発

【予算】　エネルギー・産業基盤災害対応のための
消防ロボットの研究開発　3.8億円（29年度　3.5億円）

石油コンビナート等における事故件数は平成18年から年間200件を超えるなど、高止まりの傾向が続いており、死者を伴う重大事故も発生している。また、南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生も懸念されることから、近年発生した様々な災害を踏まえた災害想定に基づく大規模災害や最大クラスの地震・津波による石油コンビナート災害への対応、石油コンビナート災害の特殊性に応じた防災体制の充実強化等が必要である。

平成30年度は、ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核となる車両をはじめとする特殊車両を国有財産等の無償使用制度を活用しながら引き続き整備する。

さらに、災害状況の画像伝送や放水等の消防活動を自律的に実施可能な消防ロボットシステムの研究開発を進めることとし、本研究の最終年度である平成30年度は、当該消防ロボットシステムを完成させ、現場に導入し、平成31年度以降、更なる高度化を図ることとしている。（資料-2）

資料-2

FDMA 住民とともに

大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

(a) 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

・大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を整備するため、
「緊急消防援助隊基本計画（平成30年度までに6,000隊）」に基づき、
車両・資機材等を整備　　＊平成29年4月1日時点 5,658隊

【予算】緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円（29年度 49.0億円）
【補助対象の追加】

・南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、
緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制を充実強化

【予算】拠点機能形成車の整備（2台） 2.6億円（29年度 1.3億円）【拡充】
【予算】津波・大規模風水害対策車の整備（3台） 2.2億円（29年度 1.5億円）【拡充】
【予算】情報収集活動ドローンの整備（10台） 0.3億円【新規】
【予算】緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実 0.9億円（29年度 0.7億円）【拡充】

【大型エアテント】

【拠点機能形成車】

【エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム】

(b) ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等

・エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・
コマンドユニット）の中核となる高度な特殊車両を整備

【予算】エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの整備（2セット）
3.6億円（29年度 3.6億円）【継続】

・情報収集から放水活動までを自動・自律的に実施する
消防ロボットシステムを研究開発

【予算】エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発
3.8億円（29年度 3.5億円）【拡充】

【走行型偵察・監視
ロボット（一次試作）】

【放水砲ロボット（一次試作）】

(3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

【施策概要】

(a) 常備消防力の充実強化

・ 各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進

【予算】 市町村の消防の広域化推進及び消防業務の新たな連携・協力 0.2億円
（29年度0.2億円）

【予算】 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.7億円【新規】

【予算】 実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備
0.8億円【新規】

・ 住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設の整備を促進

【予算】 消防防災施設整備費補助金 14.6億円（29年度 13.0億円）

消防広域化重点地域への支援や消防活動の高度化の推進等により、常備消防の体制を強化する。さらに、人口減少や災害の多様化等に対応し、必要となる消防力を維持していくためには、これまで推進してきた消防の広域化を引き続き進めることに加え、消防業務の性質に応じたより柔軟な連携・協力を進めることが必要であり、平成30年度は、広域化の推進と併せて新たな連携・協力のモデル構築を行うとともに、各地でのセミナー開催等を通じて、都道府県や市町村の積極的な取組を推進する。

また、引き続き、消防防災施設整備費補助金により、地方公共団体における、活動火山対策避難施設のほか、耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、救助活動等拠点施設、広域訓練拠点施設等の住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設整備を促進することとし、平成30年度は、耐震性貯水槽の整備を推進していくため、耐震性貯水槽の補助メニューに200㎥の大規模容量区分を追加するとともに、平成29年度当初予算と比べて増額して要求している。

【施策概要】

(b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

・　市町村長が災害時に的確に判断し迅速な指示が出せるよう、実践的な演習やセミナーを実施するとともに、市町村長の支援に派遣される「災害マネジメント総括支援員」への研修等を実施

【予算】　地方公共団体等の災害対応力の強化　0.4億円（29年度　0.4億円）

熊本地震では、災害対応の拠点となるべき市町村の庁舎が損壊し、市町村の災害対応・業務継続に大きな支障が生じたほか、大規模な災害に際しては、被災市町村のみでの対応は困難であり、広域的な応援とそれを適切に受け入れることの必要性が改めて認識された。

総務省に設置された「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」の報告書では、「被災市区町村応援職員確保システム」と「災害マネジメント総括支援員」制度の２つを一体的に導入・整備することが提言された。「災害マネジメント総括支援員」は、都道府県及び政令指定都市の課長級の職員であって災害対応の経験のある職員を登録し、災害時に市町村に派遣することにより首長を支援しようとするものであり、消防庁では、「災害マネジメント総括支援員」に対し、図上演習やグループワーク等を内容とする研修を実施する。

また、市町村職員を対象とする業務継続計画（ＢＣＰ）策定研修会を開催し、地方公

共団体等の災害対応能力の強化を図る。

さらに、防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の方にも災害への認識や必要な知識、技術が習得できる消防庁が運用する防災教育サイトである「防災・危機管理 e- カレッジ」について、平成30年度は、近年の災害の教訓を踏まえたコンテンツの見直しや、市町村長向けのカリキュラムの新設を実施する。

【施策概要】

(c) 救急体制の確保

・ 救急車の適正利用を促すため、導入が一部にとどまる救急安心センター事業（＃7119）の全国展開を推進

【予算】 ＃7119の全国展開をはじめとする
救急需要対策の更なる充実強化 0.4億円（29年度 0.2億円）

平成28年中の救急出動件数は、全国で約621万件（速報値）を記録し、過去最高となった。これに伴い、病院収容までの時間及び救急車の現場到着時間も、年々延伸している。高齢化の進展等を背景に、今後も出動件数の増加が予測され、限りある社会資源を有効に活用するという視点から、救急車の適正利用の推進が求められているところである。

その方策として、住民が救急要請すべきか自力受診すべきか迷った際に、医師や看護師等の専門家に電話相談できる救急安心センター事業（＃7119）の全国展開を推進するため、アドバイザー派遣や普及に向けたシンポジウムを行い、このほか、救急活動時間短縮に向け、通報時や病院選定時などの時間延伸要因の調査分析等を行う。

⑷ 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

【施策概要】

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

・ 災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生（若者）でも扱いやすい小型動力ポンプを無償で貸し付け、消防団への教育訓練を実施

【予算】 消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円（29年度 2.4億円）

消防団は、「地域密着性」、「要員動員力」、「即時対応力」といった特性を有し、熊本地震の際にも、発災直後から住民の安否確認、救助活動、消火活動、避難誘導に従事するなど、その活躍は大変顕著であった。しかしながら、その一方で、土砂崩れ等による交通遮断により通常の消防団車両では近づくことができない地区が多くあり、速やかな被害状況の把握や住民の安否確認に支障を来したという声もあったところである。

この教訓を踏まえ、平成30年度も、引き続き、オフロードバイクやドローンといった情報収集活動用資機材を、消防学校に無償貸し付けし、消防団への教育訓練を実施することで、災害現場の状況を速やかに把握して、消防団の災害対応能力を向上するため、消防団の装備・訓練の充実強化を進める。(資料-3)

【施策概要】

(b) 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進

・ 事業所の従業員や大学等の学生の入団を前提に、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援

【予算】 企業・大学等との連携による女性・若者等の
消防団加入促進支援事業 1.2億円【新規】

若者や女性をはじめとした消防団入団を促進するため、平成30年度は、「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進」事業として、地方公共団体と企業・大学等との連携を主眼に、具体的には、事業所の従業員や大学生が入団することを前提に、新規分団の設立や訓練、事業所と市町村が連携して実施する防災訓練、学生消防団の創設・活動に要する経費もその支援の対象として、他の地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、その成果を全国に普及する。(資料-3)

【施策概要】

(c) 自主防災組織等の充実強化

・ 自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援

【予算】 自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成 0.1億円【新規】
自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.6億円
(29年度 0.5億円)

資料-3

FDMA 住民とともに

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

・災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生（若者）でも扱いやすい小型動力ポンプを無償で貸し付け、消防団への教育訓練を実施

【予算】 消防団の装備・訓練の充実強化　2．4億円（29年度２．4億円）【継続】

【資機材（イメージ）】

(b) 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進

・事業所の従業員や大学等の学生の入団を前提に、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援

【予算】 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業　1．2億円【新規】

【企業や大学等との連携（イメージ）】

(c) 自主防災組織等の充実強化

・自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援

【予算】 自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成　0．1億円【新規】
【予算】 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業　0．6億円（29年度０．5億円）【拡充】

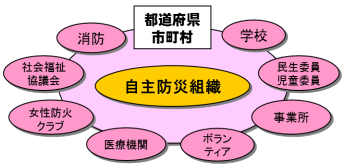

【自主防災組織と地域の多様な組織との連携（イメージ）】

平成29年５月に、自由民主党の提言などを受け、平成30年度は、新たに、市町村等が自主防災組織の育成に活用できる標準的な教育訓練のカリキュラム・教材の作成及び実証研修を実施する。

また、引き続き、自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業として、自主防災組織等の連携を目的とするモデル的な取組を支援し、その成果を全国に共有することにより、地域の災害対応能力の向上を図る。（資料-3）

⑸　火災予防対策の推進

【施策概要】

（a）火災予防対策の推進

・　木造密集地域における飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる防火安全対策の検討など、火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや消防法令に係る違反是正等を推進

【予算】 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討　0.1億円【新規】
【予算】 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保　1.1億円
（29年度　1.2億円）
【予算】 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化等　0.1億円
（29年度　0.1億円）

平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災では、火元において、出火時に住人が不在であり、覚知が遅れたという事態が生じたため、平成30年度は、新たに、屋内の警報器と連動して飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる屋外警報装置等の検討を行う。

また、民泊など、建物の新たな利用形態の出現などに対応するため、防火対象物における消防法令違反の是正を推進するとともに、火災予防の実効性向上を図る。

さらに、主に東南アジア等における消防制度や消防用機器等の実態を的確に把握し、日本規格に適合した消防用機器等の海外展開の効率化・重点化を促進するなど、日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化を、引き続き図ることとしている。（資料-4）

【施策概要】
（b）危険物施設等の安全対策の推進
・　新たな方式（液化水素ポンプ昇圧型・有機ハイドライド方式等）の水素スタンドへの対応など危険物施設の安全確保対策を推進
【予算】 水素社会実現のための危険物施設の安全確保　0.1億円【新規】
・　石油コンビナート等における災害対策の充実強化
【予算】 石油コンビナート等における防災・減災対策　2.5億円（29年度　2.4億円）

平成30年度は、経済産業省で検討されている新たな方式の水素スタンドがガソリンスタンドに併設される場合の安全確保方策について、消防庁として検討する。

また、老朽化した危険物施設の安全確保方策として、長期使用に伴う腐食・疲労等のモニタリング・診断技術や補修・補強技術の危険物施設への適用可否について検討を行うなど、「石油コンビナート等における防災・減災対策」事業に取り組む。（資料-4）

資料-4

FDMA 住民とともに

火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

・木造密集地域における飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる防火安全対策の検討など、火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや消防法令に係る違反是正等を推進

【糸魚川市大規模火災の火元となった飲食店】

【延焼の様子】

【予算】 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討
0．1億円【新規】

【予算】 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心･安全の確保
1．1億円（29年度 1．2億円）【継続】

【予算】 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化等 0．1億円（29年度 0．1億円）【継続】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

・新たな方式（液化水素ポンプ昇圧型・有機ハイドライド方式等）の水素スタンドへの対応など危険物施設の安全確保対策を推進

【予算】 水素社会実現のための危険物施設の安全確保 0．1億円【新規】

・石油コンビナート等における災害対策の充実強化

【予算】 石油コンビナート等における防災･減災対策 2．5億円（29年度 2．4億円）【継続】

【水素ステーション】

⑹ 消防防災分野における女性の活躍促進

【施策概要】

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

・ 消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会や各種広報、アドバイザーの派遣を実施

【予算】 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.5億円（29年度 0.5億円）

消防本部における女性職員は、昭和44年に初めて採用されて以降、年々少しずつ増加しているが、平成29年４月１日現在でも、消防吏員全体に占める女性の割合は、約2.6%にとどまっており、依然として低い水準にある。

「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年７月29日付け消防庁次長通知）において、全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成38年度当初までに５%に引き上げるという数値目標を設定しており、この目標達成のため、平成30年度は、引き続き、新たにこれから社会人になる年齢層の女性に対す

る積極的なＰＲ（説明会の開催等）の展開や、消防本部や消防学校における女性活躍推進のための取組を消防庁としても積極的に支援する。

【施策概要】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

・　女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援（例：女性分団の新設に要する経費等を支援）するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催

【予算】　企業・大学等との連携による
　　女性・若者等の消防団加入促進支援事業　1.2億円【新規】

【予算】　女性消防団員等の活躍加速支援事業　0.7億円（29年度　0.7億円）

【予算】　女性消防団員活性化大会　0.2億円（29年度　0.2億円）

「女性消防団員等の活躍加速支援事業」として、地域防災力向上のためのシンポジウムを開催するとともに、女性や若者の消防団員に対して学習・啓発用教材の配布を行う。

また、全国の女性消防団員が一同に会し、活動報告や意見交換等を通じて交流を深める事業である女性消防団員活性化大会も引き続き開催する。

(7)　防災情報の伝達体制の整備

【施策概要】

(a) 災害時の情報伝達体制の強化

・　高齢者など地域にきめ細かく防災情報が行き渡るよう、防災行政無線の戸別受信機の活用等に係るアドバイザーを地方公共団体へ派遣するとともに、複数の伝達手段での防災情報の効率的な送信方法等について検討

【予算】　災害時の情報伝達体制の強化　0.5億円（29年度　0.2億円）

住民に確実かつ迅速に防災情報を伝達するためには、市町村防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、Ｌアラート等の多様な手段を組み合わせて伝達することが重要である。

平成30年度は、引き続き、専門知識を有するアドバイザーの派遣等を通じて、戸別受

信機活用のモデル事業の成果を全国に展開するとともに、防災行政無線や緊急速報メール等の複数の伝達手段に対し、１回の入力で同時送信できる機能や発信手順等のあり方を検討し、その整備を促進する。

【施策概要】

(b) 消防防災通信体制の強化

・　大規模災害に備え、より多くの消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信等を可能とするため、機器の改修を実施

【予算】 ヘリサットシステムの高度化　0.2億円（29年度　0.2億円）

ヘリサットを装備した機体が当初より増加しており、また、今後想定される南海トラフ地震等の広範囲に渡る災害では多くの機体の運用が必要となることを踏まえ、平成30年度は、既存のヘリサットに対して、従来の１機分の周波数幅で２機の同時運用を可能とするための設備改修を行う。

⑻　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進

【施策概要】

(a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

・　ＮＢＣテロによる災害に万全を期すため、遠方より瞬時に化学剤を可視化し識別する装置や大型除染システム搭載車を整備

【予算】 化学剤遠隔検知装置の整備（１台）　0.6億円【新規】

【予算】 大型除染システム搭載車の整備（１台）　0.3億円（29年度　0.4億円）

近年の我が国を取り巻く情勢や、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据え、テロ災害への対応に万全を期すため、平成30年度は、原因物質と汚染範囲を離れた場所から瞬時に可視化できる高性能の遠隔検知装置やＮＢＣ災害時において除染活動に用いる大型資機材を搭載した特殊災害対応車両を整備する。

【施策概要】

(b) 国民保護共同訓練の実施

・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロ等への対処能力を向上するため、国民保護共同訓練を実施

・ 弾道ミサイルが頻繁に発射される最近の状況を受け、弾道ミサイルが落下する可能性がある際の行動について、国民の理解を促進するため、住民避難訓練を実施

【予算】 国民保護共同訓練の充実強化 1.3億円（29年度 0.9億円）
うち図上訓練 0.5億円（29年度 0.4億円）
実働訓練 0.6億円（29年度 0.5億円）
住民避難訓練 0.2億円【新規】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロ等への対処能力を向上するため、国民保護共同訓練を実施している。

平成30年度は、これまでの図上訓練及び実働訓練に加え、弾道ミサイルが頻繁に発射される最近の状況を受け、弾道ミサイルが落下する可能性がある際の行動について、国民の理解を促進するため、住民避難訓練を実施することとして、増額して要求している。

⑼ 被災地における消防防災体制の充実強化

【施策概要】

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

・ 東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の早期復旧を支援

【予算】 消防防災施設災害復旧費補助金 14.3億円（29年度 8.8億円）

【予算】 消防防災設備災害復旧費補助金 0.7億円（29年度 2.4億円）

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、無線施設、消防車等の消防防災施設・設備については、その早期復旧を支援するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第７条の規定により、事業費の３分の２を補助することとされている。

被災地の早期復旧を引き続き支援するため、地方公共団体からの要望に基づき、平成30年度概算要求では、消防防災施設災害復旧費補助金として14.3億円を、消防防災設備

災害復旧費として0.7億円をそれぞれ要求している。

【施策概要】

(b) 被災地における消防活動の支援

・　避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援

①　避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等を支援

②　福島県内外の消防本部等の消防応援活動に要する経費を支援

③　福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

【予算】原子力災害避難指示区域消防活動費交付金　1.0億円（29年度　0.8億円）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域においては、田畑や空地に雑草等が繁茂して住宅地に連続する状況にある一方、住民不在のため消防機関の火災覚知が遅れがちであり、かつ、消防団等による消防力確保も期待できないことから、火災が大規模化するおそれが強い。そこで、当該区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動や当該区域への広域消防応援活動を支援するため、平成30年度概算要求では、地方公共団体からの要望に基づき、平成29年４月に発生した浪江町・双葉町林野火災における広域消防応援の出動実績も踏まえて、平成29年度当初予算と比較して増額となる1.0億円を要求している。

光警報装置の設置に係るガイドラインの運用通知について

消防庁予防課
吉岡宏崇

はじめに

光警報装置は、聴覚障がい者等に対して火災時の情報を有効に伝達する手段のひとつとして効果が期待されることから、「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成28年９月６日付け消防予第264号）により光警報装置の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が示されている。

ガイドラインでは、光警報装置の設置が望ましい防火対象物、光警報装置の設置場所及び設置方法の概要等について示されているが、より詳細な設置方法や設置するにあたっての工事資格の有無等について疑義が生じていた。

そのため、これらの部分について明確にすることで光警報装置の設置の促進を図ることを目的として、今般、「光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について」（平成29年８月24日付け消防予第268号）を発出した。

ガイドラインについては、平成28年12月号の検定協会だよりにて、紹介、解説等を行っているが、本稿では、今回発出した本通知について解説する。

なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見が含まれていることをあらかじめお断りする。

光警報装置等について

ガイドラインでは、光警報装置を、「自動火災報知設備の受信機の地区音響装置から発せられた信号を受信して光により火災の発生を報知するもの」、光警報制御装置を、「地区音響鳴動装置から音響や光による警報を発するための信号を受信して光警報装置にこれらを発信するもの」と定義している。

光警報装置及び光警報制御装置（以下「光警報装置等」という。）は、現状、自動火

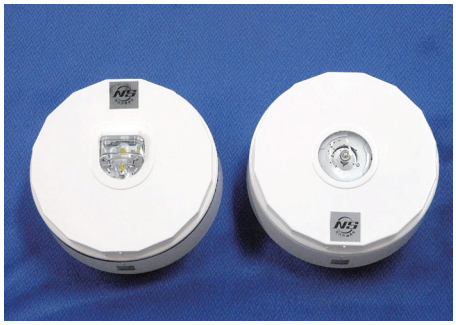

写真-1　光警報装置壁掛設置型（左）と光警報装置天井設置型（右）の例

写真-2　光警報制御装置の例（左：外観、右：内部）
※写真：一般社団法人日本火災報知機工業会提供

災報知設備に付加して設置するものという位置づけであり、そのため光警報装置等自体は、消防法第17条第１項に規定する消防用設備等には該当しないものである。

光警報装置等の設置について

本通知では、ガイドラインで示した光警報装置の設置方法に加え、設置例を含む光警報装置等の７つの項目の設置方法を示している。

これらの項目では、語尾に「･･･すること。」と「･･･することが望ましいこと。」とで違いがあるが、これは、前者が自動火災報知設備そのものの機能に支障がないように満足しなければならない事項であるのに対し、後者は光警報装置等が正常に機能するように対応することが望ましい事項であることを書き分けたものである。

本通知１⑴の「光警報装置等を設置することで自動火災報知設備の受信機の電源容量等に支障がないことを確認すること。」は、光警報装置等のうち電源を有さないものは、その電源を自動火災報知設備の受信機の電源から供給されるため、この場合の受信機の電源容量は、光警報装置等が消費する電源容量を除き、本来自動火災報知設備として必要な電源容量を有しておく必要があることを説明したものである。

本通知１⑵の「光警報制御装置の二次側（光警報制御装置以降の部分であって、当該光警報制御装置の機能不良により影響を受ける部分をいう。以下同じ。）には地区音響装置を設けないこと。」は、万が一光警報制御装置に機能不良が発生した場合であっても、本来必要な自動火災報知設備の機能に支障を生じることがないような箇所に地区音響装置を設置することを説明したものである。

本通知１⑶の前段の「受信機から光警報装置までの配線は、自動火災報知設備の機能

に影響を及ぼさないよう、消防法施行規則第24条第５号ホの規定に準じて設けること。」は、光警報装置に至る配線が短絡（ショート）した場合に自動火災報知設備の機能に支障を生じることがないように、当該配線を耐熱配線等とすることを求めるものである。

また、本通知１⑶の後段の「ただし、⑷の措置を講じた光警報制御装置の二次側の配線についてはこの限りでないが、同様とすることが望ましいこと。」は、当該措置を講じることで、短絡等による影響がないものであっても、耐熱配線等とすることが望ましいことから記載したものである。なお、このほかに自動火災報知設備の機能に支障を生じるおそれのない配線部分が存する場合も同様である。

本通知１⑷の「光警報制御装置は、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、光警報制御装置の二次側の配線が短絡した場合でも短絡部分を切り離す措置が講じられていることが望ましいこと。」は、光警報制御装置には、このような措置を講じたものが想定されることから記載したものである。

本通知１⑸の「自動火災報知設備が区分鳴動となっている防火対象物に光警報装置等を設置する場合、区分鳴動の趣旨から、光警報装置も区分ごとに警報を発することが望ましいこと。」は、光警報装置の作動も地区音響装置や放送設備と同様に、パニック防止や円滑な避難の観点から、これらの設備と同じ動作をすることが望ましいことを記載したものである。

本通知１⑹の「消防法施行令第24条第５項に規定する放送設備と規則第24条第５号に規定する地区音響装置を併用して設ける場合、当該放送設備の放送中に、光警報装置の作動が停止しないことが望ましいこと。」は、稀に同一防火対象物内に放送設備と地区音響をそれぞれ設け、放送設備を使用する際に地区音響の鳴動を停止するいわゆるベルカットの措置がなされている場合があり、このような場合の対応策を示したものである。このような場合に、⑺に示すような設置方法をとれば、光警報装置等は地区音響装置（ベル）と同じ動きをするため、放送設備の作動中には光警報装置が作動しなくなる。そのため、後述するような接続方法をとることで、放送設備の作動中にも光警報装置が作動するように措置することが望ましい。（本稿末尾参考資料参照）

本通知１⑺は光警報装置等の接続例を示したものである。図例は４パターン示しており、下図-1（Ｐ型自動火災報知設備等で中継器が設置されないもので光警報制御装置が設置されないもの）、下図-2（Ｐ型自動火災報知設備等で中継器が設置されないもので光警報制御装置が設置されるもの）、下図-3（Ｒ型自動火災報知設備等で中継器が設置されるもので光警報制御装置が設置されないもの）、下図-4（Ｒ型自動火災報知設備等で中継器が設置されるもので光警報制御装置が設置されるもの）にパターン分けしている。

また、図例はいずれも放送設備が設置されない場合のものであり、放送設備が設置され、地区音響装置（ベル）が設置されない場合は、光警報装置等は地区音響装置に直接接続されることになるため、各図例から地区音響装置を削除した設置方法になる。なお、実際に設置されるものの多くは、放送設備が設置されて地区音響装置（ベル）が設置されないパターンの接続方法になると思われる。

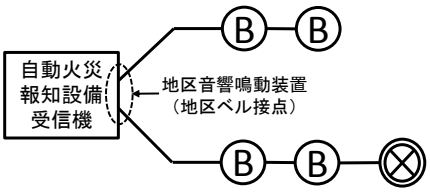

図-1　P型自火報等で中継器が設置されないもので光警報制御装置が設置されないもの

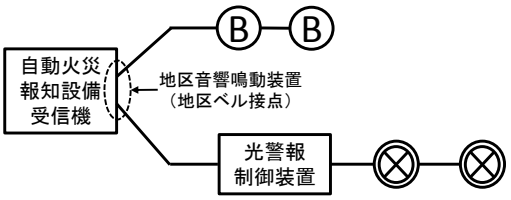

図-2　P型自火報等で中継器が設置されないもので光警報制御装置が設置されるもの

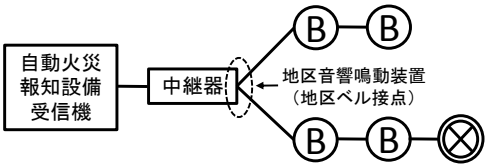

図-3　R型自火報等で中継器が設置されるもので光警報制御装置が設置されないもの

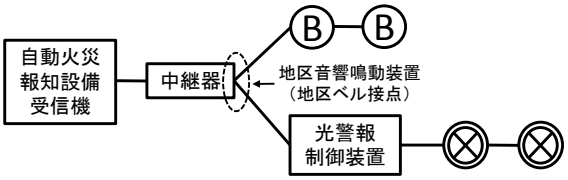

図-4　R型自火報等で中継器が設置されるもので光警報制御装置が設置されるもの

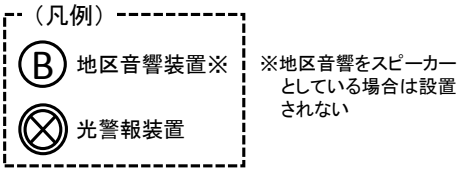

なお、本通知では記載していないが、ガイドラインにて光警報装置が自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置からの信号により作動することとされ、受信機の移報接点に接続することにしていない理由としては、受信機から光警報装置への電源供給が可能であることに加え、光警報装置が自動火災報知設備の地区音響と同様の動作（再鳴動や出火階・直上階鳴動等）をすることを目的としているためである。

消防設備士でなければ行ってはならない工事について

前述のとおり、光警報装置等は消防法第17条第１項に規定する消防用設備等には該当しないものの、接続方法によっては、自動火災報知設備の増設又は改造として、消防法施行令第36条の２に規定される消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当するため、注意が必要である。実際に、光警報装置等を設置する場合の多くはこの工事に該当することになると思われる。

本通知では、消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しないものの例として、光警報制御装置に接続される全ての光警報装置（増設するものを含む。）の作動に要する電気容量を満たす非常電源を有する光警報制御装置の二次側に光警報装置を増設する場合（図-5参照）や、作動に要する電気容量等が同種類の光警報装置のヘッド部分の取替え（図-6参照）等を挙げている。これらの例以外にも、自動火災報知設備の機能に影響を及ぼすおそれがない光警報装置等の工事（配線工事を含む。）であって、自動火災報知設備の構成機器（配線を含む。）を取り扱わない場合に該当する場合であれば同様に取り扱うことができる。

なお、消防設備士でなければ行ってはならない工事でなくても、光警報装置等を設置する際には、自動火災報知設備との連動等を確認すること等から、甲種第４類の消防設備士の資格を有する者が工事を行うことが望ましい。

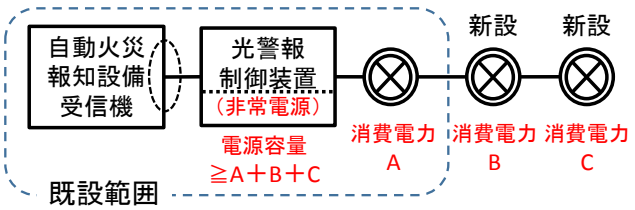

図-5　消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しないものの例１

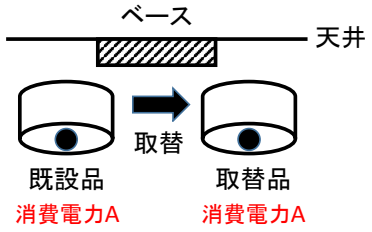

図-6　消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しないものの例２

工事整備対象設備等着工届出書について

工事整備対象設備等の着工届出書の取扱いについても、消防設備士でなければ行ってならない工事の考え方に基づき、当該工事に該当する場合にあっては、消防法第17条の14の規定による工事着手の届出を行わなければならない。

また、当該届出のみならず、事前相談等の機会に適切な設置方法となるよう指導され

たい。

なお、ガイドラインに規定する各種構造及び性能等については、製品の仕様書や第三者機関による認証資料等を活用すること等により確認することが望ましい。

光警報装置等の第三者機関による認証としては、現在のところ、日本消防検定協会による評価が行われている。

消防用設備等設置届出書について

自動火災報知設備の機能に影響を及ぼすおそれがある光警報装置等の工事については、自動火災報知設備としての消防法第17条の３の２に規定する消防用設備等の設置届出書を提出する必要がある。

その際には、光警報装置等に係る図書を添付し、自動火災報知設備の機能に影響がないことを明らかにする必要がある。

なお、光警報装置等に係る図書としては、製品の仕様書や第三者機関による認証資料等のほか任意の書式による試験結果表等が考えられる。

消防検査について

前述の設置届に基づき行われる消防法第17条の３の２に規定する検査については、自動火災報知設備の検査として、その機能に支障がないことを確認する目的で行われるが、光警報装置等が設置届出書の内容どおりに設置されていることも併せて確認されたい。

なお、光警報装置等は、第三者機関による認証が行われており、認証を受けたものはガイドラインに規定する各種構造及び性能等を満たしているため、当該内容については現地における確認を省略することが可能であると考えられる。

消防用設備等の点検及び報告について

前述のとおり、光警報装置等は消防法第17条第１項に規定する消防用設備等に該当しないことから、消防法第17条の３の３による点検及び報告の義務は生じないが、自動火災報知設備の点検に併せて自主的に点検を行うことが望ましい。この場合、光警報装置等の点検結果については、自動火災報知設備の点検票の備考欄に記載することや任意の書式等を活用すること等により報告されたい。

検定協会だより　29年12月

なお、光警報装置等に機器不良等がある場合は、改修等を行うことが望ましい。

おわりに

最後に、本通知の策定にあたりご協力いただいた東京消防庁予防課及び一般社団法人日本火災報知機工業会をはじめとする関係者の方々に感謝を申し上げる。

本通知が光警報装置等の設置促進の一助となり、聴覚障がい者の方々等にとって安心安全な環境が広まることを願う。

（参考）放送設備と地区音響装置（ベル）とが混在する防火対象物に光警報装置等を設置する場合の接続例

【ポイント】

光警報装置は、光警報制御装置に受信機からの地区音響鳴動信号切（下図Ａ off）と放送設備からの外部出力信号切（下図Ｃ off）の両信号が入ることで、停止する仕様のもの。

地区ベルは、渡り配線とすることで、光警報制御装置の不具合による影響を受けず、かつ、受信機からの鳴動信号を受けることができる。

光警報制御装置は、渡り配線とすることで、放送設備作動時に、光警報装置の作動を継続することができる。

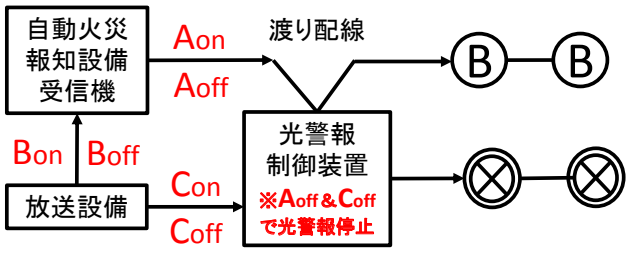

Aon：地区音響鳴動信号入
Aoff：地区音響鳴動信号切
Bon：地区音響鳴動停止信号入
Boff：地区音響鳴動停止信号切
Con：外部出力信号入
Coff：外部出力信号切

本設置例において、放送設備の作動時等の各段階における各種信号の流れとそれに伴う地区音響装置（地区ベル）と光警報装置の作動については、以下のとおりである。

【フェーズ①（受信機作動時）】

信号：Ａ on

⇒　地区ベル＆光警報装置作動

【フェーズ②（放送設備操作時)】

信号：B on（C on）→　A off

⇒　地区ベルのみ停止（光警報装置は作動）

【フェーズ③（放送設備操作終了時)】

信号：B off（C off）→　A on

⇒　地区ベル再鳴動（光警報装置は作動）

【フェーズ④（受信機復旧時)】

信号：A off　＋　C off

⇒　地区ベル＆光警報装置停止

事例紹介

東京消防庁管内における政令対象物の火災状況（その２）

東京消防庁予防部調査課

３　事務所等

⑴　火災状況

ここでいう「事務所等」の火災とは、政令別表第１⑮項に定める「その他の事業所」の用途部分のうち、事務所、銀行及び官公署から出火した火災をいう。

最近10年間の年別火災状況をみたのが表3-1である。

平成28年中の「事務所等」の火災は126件で、前年と比べて５件増加しています。内訳は、「事務所」が109件、「官公署」が17件となっている。

火災程度別にみると、ぼやが117件（92.9％）で、９割以上を占めている。

火災による死者はなく、負傷者は５人で前年と比べて10人減少している。

⑵　出火原因

出火原因と出火箇所をみたのが表3-2である。主な出火原因では、たばこが13

事務所等

表3-1　年別火災状況（最近10年間）

年別	火災件数					損害状況				
	建物									
	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	焼損床面積（㎡）	焼損表面積（㎡）	損害額（千円）	死者	負傷者
19年	124	1	－	23	100	147	147	238,374	－	18
20年	117	2	2	25	88	655	516	376,785	－	8
21年	139	－	3	20	116	434	260	149,111	－	16
22年	128	2	1	21	104	728	476	178,844	－	8
23年	129	2	1	18	108	339	236	69,273	1	13
24年	144	－	2	14	128	173	206	55,209	－	13
25年	130	5	2	7	116	550	270	167,085	－	6
26年	123	2	1	15	105	481	110	166,624	－	9
27年	121	2	－	11	108	270	79	72,373	1	15
28年	**126**	**1**	**－**	**8**	**117**	**161**	**119**	**27,383**	**－**	**5**

検定協会だより　29年12月

表3-2　出火原因別出火箇所

出火原因		合計	一般事務室	湯沸場	廊下	台所・調理場	ごみ捨て場・廃品置場	会議室	休憩室	電気室	屋内駐車場	個室的事務室	便所	機械室	従業員室	ベランダ	その他
合計		126	58	7	6	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	20
たばこ		13	2	1	3	1	3	−	1	−	−	−	−	−	−	−	2
放火		6	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	1	3
電気機器等	小計	49	30	−	1	1	2	1	1	2	1	2	−	−	−	1	7
	蛍光灯	6	4	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1
	コンピュータ（本体）	6	5	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−
	LED	4	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	充電式電池	4	3	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	空気清浄機	2	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
	スピーカ	2	1	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	インターホン	2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	携帯電話機	2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−
	裁断機	2	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	単相モータ	2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	制御盤	2	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他	15	6	−	−	1	1	−	−	1	1	−	−	−	−	1	4
配線器具等	小計	38	19	2	2	2	−	3	1	1	−	1	−	−	2	−	5
	差込みプラグ	13	7	2	−	−	−	−	1	−	−	1	−	−	1	−	1
	コード	7	3	−	1	−	−	2	−	−	−	−	−	−	1	−	−
	コンセント	4	1	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	屋内線	3	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	テーブルタップ	3	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	その他	8	3	−	1	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	2
電熱器等	小計	7	4	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
	電気クッキングヒータ	2	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	電気湯（茶）沸器	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	オイルヒータ	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	便所用温水温風機	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−
	観賞魚用ヒータ	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	電気溶接器	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
ガス機器設備等	小計	4	−	2	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
	ガスこんろ	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	貯湯式湯沸器	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	大型ガスこんろ	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	ブタンガストーチバーナ	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1
その他		2	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−
不明		7	2	1	−	−	−	−	1	−	−	−	1	1	−	−	1

検定協会だより　29年12月

件、放火が６件となっている。電気関係の火災は合計で94件となっている。

以下、たばこ、放火、電気関係の順にみていく。

ア　たばこ

たばこによる火災13件の出火箇所をみると、「廊下」、「廃品置場・ごみ捨て場」が各３件（23.1％）、次いで「一般事務室」が２件（15.4％）などとなっている。

経過をみると、火種の残った吸殻を不適当な処に捨てたため出火したものが11件（84.6％）、火種が落下したため出火したものが２件（15.4％）となっている。不適当な処に捨てたため出火した11件をみると、「灰皿の吸殻をごみ入れに入れた」が４件（36.4％）と最も多くなっている。出火時の状況をみると、13件のうち７件（53.8％）が従業時間中に発生しており、従業員の喫煙マナーが問われる状況になっている。

イ　放　火

放火による火災６件のうち、出火時の状況をみると、従業時間外（概ね18時00分から翌９時00分まで）に出火したものが５件（83.3％）と８割以上を占めている。

また、出火箇所をみると、「屋内駐車場」が２件（33.3％）などとなっている。

人気のない場所や施錠されていない場所に放火されていることから、施錠管理の徹底や死角となりやすい場所には、整理整頓して可燃物を置かないようにすることが必要である。

ウ　電気関係

電気関係から出火した火災は94件で、出火箇所別にみると「一般事務室」で53件（56.4％）発生している。

機器別にみると、「電気機器等」が49件（52.1％）、「配線器具等」が38件（40.4％）、「電熱器」が７件（7.4％）となっている。

電気機器等49件のうち、「蛍光灯」、「コンピュータ（本体）」が各６件（12.2％）、「ＬＥＤ」、「充電式電池」が各４件（8.2％）発生している。蛍光灯は、安定器の経年使用に起因する出火が４件発生していることから、交換の目安である10年（一般社団法人日本照明工業会推奨）を経過した機器については定期的に点検を実施することも大切である。

配線器具等38件のうち、「差込みプラグ」が13件（34.2％）、「コード」が７件（18.4％）、「コンセント」が４件（10.5％）などとなっている。これらには、差込みプラグをコンセントに差込む際に、アース線などを挟み込んだことにより短絡し出火した事例がある。

電熱器７件については、「電気クッキングヒータ」が２件（28.6％）などとなっている。

⑶　発見・通報・初期消火等の状況

事務所の火災126件の発見・通報・初

期消火の状況について順にみていく。

ア　発見状況

発見後の行動をみると、「最初に通報を心掛けた」が44件（34.9％）、次いで「最初に消火を心掛けた」が33件（26.2％）、「最初に報知を心掛けた」が30件（23.8％）などとなっており、計107件（84.9％）が通報、消火、報知など何らかの行動を起こしている。発見者が出火した事業所の勤務員であったのは54件（42.9％）となっている。

また、出火した対象物で自動火災報知設備が設置されていたものは111件（88.1％）で、９割近くを占め、このうち「奏効」が33件（29.7％）、「作動の要なし」が78件（70.3％）などとなっている。

イ　通報状況

通報状況をみると、「発見後すぐ通報した」が57件（45.2％）、「消火後すぐに通報した」、「消火後しばらくして通報した」が各16件（12.7％）、「他の人に火災を知らせてから通報した」が９件（7.1％）などとなっている。

また、通報者が出火した事業所の勤務員であったのは30件（23.8％）となっている。

ウ　初期消火状況

初期消火状況をみると、「初期消火が成功した火災」は49件（38.9％）、「初期消火が失敗した火災」は６件（4.8％）、「初期消火が行われなかった火災」は71件（56.3％）となっている。

初期消火不従事及び失敗した77件の理由をみると、「自然鎮火していた」が40件（51.9％）、「施錠され室内に入れなかった」が４件（5.2％）などとなっている。

被害を最小限に抑えるためには、日頃から消防用設備を適正に維持管理し、通報、消火及び避難が迅速かつ組織的に行えるよう、防火管理体制を確立することが必要である。

エ　避難状況

避難のあった火災は９件で、このうち10人以上が避難した火災は４件発生している。

４　百貨店・物品販売店舗等

⑴　火災状況

ここでいう「百貨店・物品販売店舗等」の火災とは、政令別表第１⑷項に定める用途部分から出火した火災をいう。

年別の火災状況については表4-1のとおりである。

平成28年中の百貨店・物品販売店舗等の火災件数は103件で、前年と比べて16件増加している。火災程度別にみると、半焼が２件、部分焼が４件、ぼやが97件となっている。

死者が１人発生しており、負傷者は15人発生している。

⑵　出火原因

出火原因と出火箇所をみたものが表

物品販売店舗等

表4-1　年別火災状況（最近10年間）

年別	火災件数					損害状況				
	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	焼損床面積（㎡）	焼損表面積（㎡）	損害額（千円）	死者	負傷者
平成19年	142	2	1	20	119	1,286	318	392,233	－	24
平成20年	115	2	2	7	104	463	134	165,142	－	19
平成21年	113	2	2	11	98	630	329	204,538	1	16
平成22年	110	3	2	7	98	501	201	136,254	－	12
平成23年	104	－	4	3	97	264	85	101,370	－	9
平成24年	116	－	2	11	103	268	365	124,912	－	8
平成25年	130	2	1	8	119	554	491	408,037	－	5
平成26年	113	2	1	6	104	821	263	232,585	1	12
平成27年	87	2	－	3	82	316	56	47,003	－	8
平成28年	103	－	2	4	97	368	39	146,875	1	15

4-2である。主な出火原因では、放火が13件、たばこが５件となっている。電気関係の火災は69件となっている。

以下、放火、たばこ、電気設備機器火災の順にみていく。

ア　放火

放火による火災は13件発生しており、出火箇所をみると「売り場」が11件（84.6％）で最も多く、次いで「倉庫等」、「便所」が各１件（7.7％）となっている。

出火時の状況別をみると、「公開・従業時間中」に10件（76.9％）、「公開・従業時間以外」が３件（23.1％）となっている。

イ　たばこ

たばこによる火災は５件発生しており、出火箇所をみると「倉庫等」、「便所」が各２件（40.0％）、「売り場」が１件（20.0％）となっている。

経過をみると、火種の残った吸殻を不適当な処に捨てたため出火したものが４件（80.0％）となっており、うち、２件が従業員によるものである。

ウ　電気設備機器

電気設備機器から出火した火災は69件発生している。このうち「電気機器」は28件（40.6％）、「配線器具関連」は19件（27.5％）、「電熱器」は９件（13.0％）などとなっている。

発火源別にみると、「蛍光灯」、「差込みプラグ」が各６件（8.7％）と最も多く、次いで「テーブルタップ」、「コンセント」、「電気フライヤ」が各４件（5.8％）などとなっている。

表4-2　出火原因別出火箇所

出火原因			出火箇所 合計	客が利用する場所 売り場	客が利用する場所 その他	従業員等が利用する場所 調理場	従業員等が利用する場所 倉庫等	従業員等が利用する場所 作業場	従業員等が利用する場所 その他
合計			103	63	5	17	10	2	6
放火			13	11	1	-	1	-	-
たばこ			5	1	2	-	2	-	-
電気設備機器	小計		69	48	1	8	6	2	4
	電気機器		28	23	-	2	2	-	1
		蛍光灯	6	6	-	-	-	-	-
		電子レンジ	3	3	-	-	-	-	-
		冷暖房機	3	2	-	-	-	-	1
		ペンダントライト	3	3	-	-	-	-	-
		充電式電池	2	2	-	-	-	-	-
		その他の電気機器	11	7	-	2	2	-	-
	配線器具関連		19	14	1	1	2	-	1
		差込みプラグ	6	4	1	-	-	-	1
		テーブルタップ	4	3	-	-	1	-	-
		コンセント	4	3	-	1	-	-	-
		その他の配線器具関連	5	4	-	-	1	-	-
	電熱器		9	4	-	4	1	-	-
		電気フライヤ	4	2	-	2	-	-	-
		その他の電熱器	5	2	-	2	1	-	-
	電灯・電話等の配線		10	6	-	1	1	1	1
	電気装置		3	1	-	-	-	1	1
ガス設備機器	小計		9	-	-	9	-	-	-
	大型ガスこんろ		4	-	-	4	-	-	-
	その他のガス機器等		5	-	-	5	-	-	-
不明・その他			7	3	1	-	1	-	2

出火箇所をみると「売り場」が48件（69.6%）で最も多く、次いで「調理場」が８件（11.6%）などとなっている。

⑶　発見・通報・初期消火等の状況

ア　発見者と発見状況

最初に火災を発見した者をみると、「出火した事業所、建物および敷地内の勤務員（行為者以外）」が57件（55.3%）で最も多く、次いで「行為者」、「客」が各12件（11.7%）などとなっている。

発見動機をみると、「火煙」が41件（39.8%）で最も多く、次いで「臭気」が20件（19.4%）、「物音」が13件（12.6

%）などとなっている。

イ　通報状況

通報状況をみると「発見後すぐに通報した」が64件（62.1%）、「消火後すぐに通報した」が11件（10.7%）、「消火後しばらくしてから通報した」、「他の人に火災を知らせてから通報した」が各８件（7.8%）などとなっている。

ウ　初期消火状況

発見時すでに鎮火状態であった火災24件を除いた79件のうち、勤務員などにより初期消火が行われたものが60件（75.9％）で、このうち51件（85.0％）が初期消火に成功している。

エ　避難状況

避難行動のあった火災は７件で、48人が避難している。最も避難者が多かった火災では14人が避難している。主な避難の動機は、「人の知らせ」が３件（42.9%）、「火煙」、「非常ベル」が１件（14.3%）などとなっている。

５　火災事例

事例１

「業務用ガスレンジの伝導過熱により壁体内部から出火した火災」

出火時分

５月　23時ごろ

用 途 等

複合用途（飲食店・共同住宅）

防火造2/0　延158㎡

防火管理

非該当

被害状況

建物部分焼１棟　内壁３㎡焼損

概　　要

この火災は、複合用途建物の１階飲食店の調理場の壁体内部から出火したものである。

出火原因は、業務用ガスレンジと隣接する内壁の距離が４cm と短く、また、内壁の構造も不適切であったため、防熱板を介して熱が内壁に伝わり、壁内の合板が炭化し出火したものである。

近くを通りかかった通行人（40歳代男性）は火元建物の２階から煙が漂っているのを発見し、すぐに自分の携帯電話から119番通報した。

出火時、従業員は火災に気付かなかったため初期消火は行われていない。

教 訓 等

飲食店では、火力の強い業務用の厨房機器が多く設置している場合がある。この火災のように、厨房機器と壁との距離が十分に取れていない場合や内壁の構造が不適切な場合、こんろの炎や輻射熱により出火につながる恐れがある。

厨房機器、火気機器を設置、使用する際は消防署に届出が必要となる場合がある。火災予防条例に基づいて壁との距離を適切にとることや、日常での清掃、維持点検を実施し適切な状態を保つことが大切である。

写真1-1　出火時の復元状況

写真1-2　壁内の合板の焼損状況

事例２

「事務所内で差込みプラグのトラッキングにより出火した火災」

出火時分

６月　８時ごろ

用 途 等

事務所

耐火造9/1　延6,276㎡

防火管理

該当選任あり　消防計画あり

被害状況

建物ぼや１棟

テーブルタップ１、電気配線等

若干焼損

概　　要

この火災は、事務所ビルの５階事務室内に設けた給湯コーナーから出火したものである。

出火原因は、事務室内に設けた給湯コーナーの床上に延長していたテーブルタップに差込まれていた食器棚のサービスコンセント電源プラグで、両極間に付着した埃や水分等の影響によりトラッキング現象が発生し出火したものである。この場所は、冷蔵庫の裏側であり、人目につかない場所だった。

建物管理会社の所長（60歳代男性）が、勤務中に自動火災報設備のベルが鳴動したため、受信機に表示されていた５階に向かったところ、臭気を感じて事務所内を見ると、白煙が充満し、給湯コーナーのパーテーションが燃えているのを発見した。所長はすぐに建物備え付けの粉末消火器を使って初期消火した。

教 訓 等

給湯器室や給湯コーナーなどは、湿気が他の場所に比べて多く、気付かぬうちに、給湯時に水滴が飛散することがある。

また、冷蔵庫の裏側などは人目に付きにくく、テーブルタップに埃が付着していても気付きにくいことがある。トラッキング防止のためにも、意識的に清掃することが大切である。

写真2-1　給湯コーナーの状況

写真2-2　パーテーションを外した状況

写真2-3　テーブルタップの焼損状況

事例３

「物品販売店舗の商品庫から出火した火災」

出火時分

８月　21時ごろ

用 途 等

複合用途（物品販売店舗・飲食店等）

耐火造7/0　延92,871㎡

防火管理

該当選任あり　消防計画あり

被害状況

建物ぼや１棟　掛け時計８、

段ボール若干焼損

概　　要

この火災は、複合用途建物の２階物品販売店舗の商品庫から出火したものである。

出火原因は、店舗内の商品庫の天井部分に設置されている点灯したままのダウンライトに、段ボールが接触していたため、時間の経過とともにダウンライトの熱によって段ボールに着火し出火したものである。店舗内で勤務していた従業員（20歳代女性）は、焦げ臭いにおいを感じたため、商品庫を確認すると棚の上の段ボールから火が出ているのを発見した。

火災を発見した従業員は近くにいた２人の従業員（どちらも20歳代女性）に火災の発生を知らせ、知らせを受けた１人が段ボールを降ろし、ペットボトルに入っていたお茶をかけて初期消火した。

知らせを受けたもう１人が防災センターに連絡し、連絡を受けた防災セン

ター勤務員が現場に駆け付け、火災の事実を確認後、防災センターの電話から119番通報した。

教 訓 等

ダウンライトから出火した火災の多くは、収容物の積み重ねによりダウンライトと可燃物が接触し出火している。ダウンライトを設置している場所では、収容物等を過度に積み上げずに、ダウンライトから適切な距離を保つことが火災を防止するために重要である。

また、照明の切り忘れがないか確認することも大切である。

写真3-1　商品庫の状況

写真3-2　出火時の再現状況

おわりに

政令対象物は、その用途や規模、収容人員により消防法令に基づく消防用設備の設置と維持、防火管理が義務付けられている。万一火災が発生した場合、これらを有効活用し、迅速・的確に初期消火や避難誘導を行わなければならない。

特に不特定多数の人を収容する対象物には潜在的な人命危険があり、建物関係者はいかにして在館者の安全確保を図っていくかを常に考えておく必要がある。

参考文献

１）東京消防庁：平成29年版火災の実態
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-cyousaka/kasaijittai/h29/index.html

ISO/TC21/SC3/WG24国際会議報告

警報設備部報知設備課長　明石　勉

1　はじめに

ISO/TC21/SC3/WG24は、ISO/TC21（消防機器に関する専門委員会）の下、SC３（火災感知及び警報システム分科会）の下、ビデオ火災感知器の国際規格について議論する作業部会である。

2　報告概要

昨年８月のカナダ・トロントでの国際会議開催後、本年６月にISO TS7240-29が発行された。

それを基に、平成29年９月５日にドイツ・ベルリンで開催された会議に参加することとなった。

3　日　時

平成29年９月５日(火) 9:30～12:15

4　場　所

DIN（ドイツ規格協会）（ドイツ連邦共和国・ベルリン）

会議場DINの建物

5　出席者

⑴　日　本

恵崎氏（消防庁予防課）、阿部氏（SC3国内委員長）、吉木氏（国内WG24主査）、中村氏（通訳）、明石

⑵　海　外

コンビナー代理：Keith氏　他７名

6　議事

⑴　Issac Papier氏のコンビナー再任及びPeter Mundy氏の事務局への新任が承認された。

⑵　WG24の作業部会の維持及びVFD-TSに係る設置基準の策定の提案をSC3にすることとなった。

⑶　設置基準の策定には、現在のWG24のメンバーが参加することとなった。

⑷　設置基準を策定するにあたり、必要であれば設置に関する高度な知識を持つ専門家をWGへの参加要請を行うこととなった。

⑸　設置基準の策定にあたり、ISO TS7240-29の追加項目として設置基準を追加することとなった。

⑹　設置基準に含める項目は、トロント会議での決定事項の17項目について作成することとなった。

⑺　設置基準に含める項目については、優先順位をつけず17項目全ての項目について検討を行うこととなった。

WG24会議風景

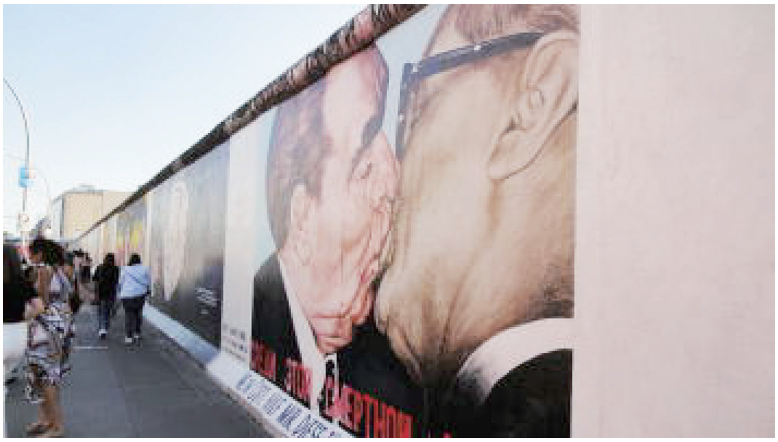

ベルリンの壁:旧東ドイツ側から

ISO/TC21/SC3国際会議報告

警報設備部報知設備課長　明石　勉

1　はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISO/TC21（消防機器に関する専門委員会）の下、火災感知及び警報システムの国際規格について議論する分科会である。

2　報告概要

昨年８月のカナダ・トロントでの国際会議開催後、国内においては、今年８月にSC3の各WG(作業部会)主査より活動報告があり、それを基に、平成29年９月６日にドイツ・ベルリンで開催された会議に参加することとなった。

3　日　時

平成29年９月６日(水) ９:30～14:00

4　場　所

DIN（ドイツ規格協会）（ドイツ連邦共和国・ベルリン）

5　出席者

⑴　日　本

恵崎氏（消防庁予防課)、阿部氏（SC3国内委員長)、吉木氏（国内WG24主査)、中村氏（通訳)、明石

⑵　海　外

コンビナー：Keith氏　他15名

6　議事

⑴　各WGコンビナーからの報告

①　WG4（受信機）：ISO7240-2は、FDIS投票中であり、承認が得られればISO7240-4と同時発行を目標としている。

②　WG6（煙感知器）：ISO7240-7は、DIS投票が行われている。また、ISO7240-17は改訂作業を開始した。

SC3参加者集合写真

③　WG7（熱感知記）：ISO7240-5は、DIS投票の結果を受け、草案を規格発行のためISO事務局に送付した。

④　WG12（通報装置）：ISO7240-21は、EN54-12の見直し作業中のため全ての作業を中止している。

⑤　WG13（コンパティビリティ）：ISO7240-13は、EN54-13の改訂に伴い改訂の準備中である。

⑥　WG14（ダクトサンプリング装置）：ISO7240-22は、規格発行準備中である。そのためWGの解散を要求する。

⑦　WG15（音響設備及び警報装置）：ISO7240-3は、EN54-3の改訂作業の終了を待っている段階である。

⑧　WG20（CO＋煙＋熱感知器）：ISO7240-27は、FDIS投票が開始される予定である。

⑨　WG22（無線接続式機器）：ISO7240-25は、CEN72で改訂作業中の為、改訂作業の開始を遅らせている。

⑩　WG24（ビデオ火災感知器）：TS7240-29が発行された。

⑪　WG25（信号）：ISO8201の最終のFDIS草案をISO事務局に提出した。

⑫　WG26：ISO7240-18は、規格発行準備中である。そのためWGの解散を要求する。

⑵　コンビナーの再任

①　Graham Simons氏がWG4のコンビナーに再任された。

②　Bernard Laluvein氏がWG7､WG20及びWG25のコンビナーに再任された。

③　Isaac Papier氏がWG24のコンビナーに再任された。

⑶　決議事項

①　決議３０７ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、会議に対し開催地とすばらしい支援を提供頂いた、主催者であるＤＩＮ及びスポンサーに感謝の意を表した。

②　決議３０８ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、ISO7240-5を発行段階に進めるというWG7の提案に合意した。

③　決議３０９ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、ISO7240-21を改訂するプロジェクトをEN54-21の発行を待つ間中止すること、及びWG12を解散することに合意した。

④　決議３１０ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、ISO7240-13の改訂のため、新作業項目を開始し、WG13へ専門家を招集することに合意した。

⑤　決議３１１ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、ISO7240-22

SC3会議風景

の発行を受けて、WG14を解散することに合意した。

⑥　決議３１２ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3 は、ISO7240-3の改訂作業を開始し、WG15へ専門家を招集することに合意した。

⑦　決議３１３ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3 は、ISO7240-7の高温高湿試験の湿度レベルをISO7240-27に適用し FDIS を開始することに合意した。

⑧　決議３１４ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、決議事項304を修正し、VFD の設置基準を提供するため WG24の下に、ISO TS 7240-30草案策定のため予備作業項目を開始することに合意した。

⑨　決議３１５ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、近い将来のISO7240-18の発行を反映し、WG 26を解散することに合意した。

⑩　決議３１６ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3は、EN14604と比較する必要のある、ISO12239のサンプル数の不一致を解消する改訂のため、また ISO に取り込む目的で EN の改訂において未解決となっている修正について検討するため、決議事項298を修正し、新作業項目を開始し、また WG3へ専門家を招集することに合意した。

⑪　決議３１７ベルリン２０１７

ISO/TC21/SC3 は、Bernard Laluvein 氏を WG7、WG20及び WG25のコンビナーとして３年間、Isaac Papier 氏を WG24のコンビナーとして３年間再任すすことに合意した。

⑷　次回開催について

次回開催は、2018年９月初旬にアメリカ・ミネソタ州ミネアポリスでの開催を予定している旨、事務局より報告があった。

以　上

日本参加者：DIN前にて

おしらせ

有効期限を経過した受託評価品目

【易操作性１号消火栓】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
品評栓 第22～2～1号	H24.8.28	大阪府東大阪市柏田本町19－6	株式会社大東製作所	H29.8.27

【特定初期拡大抑制機器】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
特評第121号	H11.10.7	東京都千代田区九段南四丁目7番3号	能美防災株式会社	H29.10.21
特評第122号	H11.10.7	東京都千代田区九段南四丁目7番3号	能美防災株式会社	H29.10.21

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

－会議等開催情報－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（平成29年11月９日）

・住宅用火災警報器関連の報告について
　検定申請個数等の定例報告
・事務局長会議議事概要について
・消防機器等製品情報センター運営会議議事概要について
・全国消防長会予防委員会報告
・「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」報告
・「連動型住宅用火災警報器を活用した検証事業」報告
・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会
（平成29年11月15日）

・維持運用管理手法小委員会報告
　点検実務マニュアル改訂ＷＧ報告
　イオン化式感知器回収について改訂ＷＧ報告
・委員長連絡会報告

○技術委員会　（平成29年11月16日）

・光警報関連の報告
　光警報制御盤の状況について
・火報試験基準検討小委員会報告
　濃度計用白熱球のＬＥＤ化検討ＷＧ報告
・委員長連絡会報告

○システム企画委員会
（平成29年11月27日）

・光警報システム関連の経過報告
　光警報装置関係の経過概要報告
・火災報知システム自主管理委員会報告
・委員長連絡会報告

○設備委員会　（平成29年11月22日）

・設備性能基準化小委員会報告
　光警報装置ピクトグラムの勉強会について
　「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」等の改定意見　国交省ヒアリング後再提出報告
　大規模倉庫火災再発防止に関する国交省告示改正案について
・工事基準書ハンドブック小委員会報告
・外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達・避難誘導のための試行訓練の実施について
・委員長連絡会報告

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第８回企業委員会
（平成29年11月14日）

・消火器の申請・回収状況
・消火器リサイクル推進センターからの

報告
・住宅用消火器の普及対策について

○第９回技術委員会
（平成29年11月27日）
・「消火器便覧」（仮称）作成について

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第15回合同委員会
（平成29年11月16日）
・各委員会・部会活動状況報告について
・来年度合同委員会幹事部会について
・その他（㈱リケン CKJV　本社工場視察）

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会　（平成29年11月21日）
・第８回全国消防機器協会事務局長会議等の報告
・平成29年秋の褒章について
・糸魚川大火に係る小型部会の消防庁提出資料について
・TC21に係る消防庁との打合せについて
・第20回全国消防救助シンポジウム出典について
・その他

○小型技術委員会（平成29年10月24日）
・燃料タンクの樹脂材質に係る検討について
・省令改正の進捗について
・可搬消防ポンプ等整備資格者講習・原稿の執筆について
・その他

■■人事異動■■

◆日本消防検定協会◆

○平成29年11月12日付

（氏名）	（新）	（旧）
金子　幸永	退任	監事

○平成29年11月13日付

（氏名）	（新）	（旧）
仲田　忠司	監事	総務省大臣官房付
金子　幸永	顧問	

○平成29年12月１日付

（氏名）	（新）	（旧）
工藤　　涼	消火・消防設備部消火設備課 兼総務部庶務課　契約係 主任検定員	消火・消防設備部消火設備課 主任検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種　　別	型 式 番 号	申　請　者	型　　式	承認年月日
光電式スポット型感知器（試験機能付）	感第29～38号	能美防災株式会社	2種（24V、50mA）・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型、散乱光式	H29.11.20
P型1級発信機	発第29～12号	パナソニック株式会社	屋内型（30V、3A）	H29.11.22
	発第29～13号	パナソニック株式会社	屋外型（30V、3A）	H29.11.22
	発第29～14号	パナソニック株式会社	屋内型（30V、3A）	H29.11.22
	発第29～15号	パナソニック株式会社	屋外型（30V、3A）	H29.11.22
P型2級発信機	発第29～16号	パナソニック株式会社	屋内型（30V、3A）	H29.11.22
	発第29～17号	パナソニック株式会社	屋外型（30V、3A）	H29.11.22
P型1級発信機	発第29～18号	パナソニック株式会社	屋内型（30V、50mA）	H29.11.22
	発第29～19号	パナソニック株式会社	屋外型（30V、50mA）	H29.11.22
	発第29～20号	パナソニック株式会社	屋内型（28V、5mA）	H29.11.22
	発第29～21号	パナソニック株式会社	屋外型（28V、5mA）	H29.11.22
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第29～9号	株式会社立売堀製作所	1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き）	H29.11.14
流水検知装置	流第29～24号	千住スプリンクラー株式会社	湿式（小流量検知型及び二次圧制御式） K35・50・60、作動弁型80（10K、縦）	H29.11.20

品質評価　型式評価

種　　別	型 式 番 号	申　請　者	型　　式	承認年月日
動力消防ポンプ	P21B2	帝国繊維株式会社	可搬消防ポンプ（フロートポンプ式）0.85型	H29.11.13
消防用ホース	H0325EC06A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称50（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	H29.11.1
	H0325FC09A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	H29.11.1
消防用結合金具	C11BF06A	株式会社山田製作所	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65	H29.11.16
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	NSTN－10－1	株式会社篠崎ポンプ機械製作所	水槽付消防ポンプ自動車	H29.11.20
結合金具に接続する消防用接続器具	品評接第29～7号	株式会社山田製作所	スタンドパイプ（受け口・差込式・呼称65） （差し口・差込式・呼称65）	H29.11.8
	品評接第29～8号	株式会社岩崎製作所	スタンドパイプ（受け口・差込式・呼称65） （差し口・差込式・呼称65）	H29.11.14

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験申請件数	型式変更試験申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
消火器	大型	0	0	14	3,253	95.1	120.4
	小型	5	0	101	383,114	89.9	96.1
消火器用消火薬剤	大型用	1		3	90	34.0	119.3
	小型用			20	17,723	87.8	101.8
泡消火薬剤		2		23	129,760	45.0	112.5
感知器	差動式スポット型	0	0	30	244,793	114.4	100.8
	差動式分布型	0	0	10	6,780	85.7	92.4
	補償式スポット型	0	0	2	1,000	皆増	250.0
	定温式感知線型	0	0	0	0	－	－
	定温式スポット型	2	0	35	130,343	118.5	101.6
	熱アナログ式スポット型	0	0	5	6,716	131.2	141.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	－	40.5
	光電式スポット型	0	0	50	179,237	130.8	115.3
	光電アナログ式スポット型	0	0	14	41,468	91.0	89.2
	光電式分離型	0	0	6	270	61.4	72.7
	光電アナログ式分離型	0	0	1	25	1,250.0	70.9
	光電式分布型	0	0	0	0	－	－
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	－	皆増
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	－
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	－	16.0
	紫外線式スポット型	0	0	1	25	15.6	54.8
	赤外線式スポット型	0	0	5	577	124.6	105.8
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	－	100.0
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	－	－
発信機	P型1級	0	0	28	29,838	147.8	107.6
	P型2級	0	0	18	7,345	145.8	114.3
	T型	0	0	0	0	－	－
	M型	0	0	0	0	－	－
中継器		1	0	88	36,564	87.5	99.4
受信機	P型1級	0	0	70	3,034	119.5	107.4
	P型2級	0	0	15	5,709	119.4	114.6
	P型3級	0	1	1	330	皆増	37,350.0
	M型	0	0	0	0	－	－
	R型	0	0	7	93	51.1	94.2
	G型	0	0	6	9	90.0	103.9
	GP型1級	0	0	13	49	125.6	120.1
	GP型2級	0	0	0	0	－	－
	GP型3級	0	1	15	39,960	113.8	92.6
	GR型	0	0	20	334	112.8	104.1
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	47	169,520	89.3	108.5
流水検知装置		7	3	40	2,244	97.5	105.6
一斉開放弁		1	0	19	813	33.4	72.0
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	4	101	388.5	278.3
	立てかけはしご	0	0	0	0	－	－
	つり下げはしご	0	0	35	18,983	116.7	108.6
緩降機		0	0	6	663	108.5	107.8
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	2	1	39	169,076	209.9	173.6
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	－	－
	光電式住宅用防災警報器	2	1	71	946,755	225.7	194.0
合計		23	7	862	2,576,594	123.8	124.0

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価依頼一覧表

品質評価業務		型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
補助警報装置及び中継装置		0	0	0	0	0	－	－
音響装置		0	0	0	1	400	66.7	186.9
予備電源		0	0	0	4	22,404	101.7	108.3
外部試験器		0	0	1	3	129	92.1	107.8
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	0	皆減	62.4
	受信装置等	0	0	0	0	0	－	2,000.0
光警報装置		0	0	0	2	1,140	皆増	皆増
	光警報制御装置	0	0	0	0	0	－	－
消火器加圧用ガス容器		0	0	0	4	38,000	28.5	45.7
蓄圧式消火器用指示圧力計		0	0	0	8	420,001	89.7	99.0
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		0	0	0	3	4,000	250.3	118.9
消火設備用消火薬剤		0	0	0	14	122,559	202.8	111.0
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	－	－
	構成部品	0	0	0	0	0	－	－
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1		1	65	133	70.4	90.6
	可搬消防ポンプ	0		0	7	420	116.7	96.0
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0		0	1	220	54.3	115.5
	呼称65以下のもの	0		0	1	30	37.5	87.5
消防用ホース	平　40を超えるもの	0	0	0	15	20,782	202.2	98.2
	平　40以下のもの	1	0	0	10	10,608	251.8	79.5
	濡れ	0	0	0	0	0	－	皆減
	保形	0	0	0	6	5,400	114.9	107.1
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	－	140.8
消防用結合金具	差込式	0	0	0	36	89,488	76.2	80.4
	ねじ式	0	0	0	22	11,981	156.3	83.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	－	皆減
	同一形状	0	0	0	1	224	27.6	95.2
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	11	3,440	99.3	98.3
	受信機	0	0	0	7	3,137	146.0	90.1
エアゾール式簡易消火具		0	0	0	2	17,800	178.0	149.0
特殊消防ポンプ自動車		9		0	34	38	84.4	72.7
特殊消防自動車					2	2	50.0	80.0
可搬消防ポンプ積載車		0		0	0	0	皆減	50.0
ホースレイヤー		0	0	0	1	1	9.1	86.1
消防用積載はしご		0	0	0	11	141	104.4	74.8
消防用接続器具		1	0	0	17	4,882	111.2	104.0
品質評価業務					確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年同月比(%)	対前年累計比(%)
外部試験器の校正					8	25	100.0	116.6
オーバーホール等整備					3	3	60.0	100.0

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

平成29年11月

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
地区音響装置		0	0	0	28	36,133	197.0	120.9
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	60	7,958	186.3	111.0
	放送設備	0	0	6	90	55,255	37.0	99.1
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	1	120	皆増	190.5
	構成部品	0	0	0	1	30	皆増	0.0
総合操作盤		0	0	0	0	0	－	－
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	12	3,405	123.1	97.6
	2号消火栓	0	0	0	10	2,466	157.1	126.4
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	9	945	214.8	128.7
	補助散水栓	0	0	0	0	0	－	83.3
	ノズル	1	0	0	27	10,835	87.6	99.7

認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	3	26,127	386.0	87.6

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定駐車場用泡消火設備	12	0	0	6	3,555	153.9	107.3

認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	0	0	0	0	0	0	－	－
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	12	6	6	66.7	92.6

特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等	0	1	0	0	16	48,170	433.7	123.5

受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)	5						
受託試験(その他の契約等)				2	2	100.0	116.7
評価依頼(基準の特例等)	1						

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

編集後記

早いもので、今年ももう僅かとなりました。

この１年を振り返ると、昨年12月の糸魚川火災や今年７月の埼玉県三芳町の倉庫火災などの大きな火災が発生したり、数年に一度の筈の記録的短時間大雨情報が各地で頻発したりなど、災害による大きな被害が続きました。

今は少し落ち着いてきて、日々、最低気温を更新している感のある今日この頃ですが、このまま無事に新年を迎えられることを祈るのみです。

さて、今月の巻頭の言葉は、静岡市消防局長の青山雅行様から頂戴しました。静岡市は、美しい自然を有する歴史的にも重要な地であり、一方南海トラフ大地震でもリスクを有する土地として、「変化に対応できる、住民の期待に応える消防」を目指し、消防サービスの提供に取り組んでいるとのことです。

その他、消防庁から「平成30年度の消防庁重点施策について」及び「光警報装置に係るガイドラインの運用通知について」、東京消防庁からは「東京消防庁管内における政令対象物の火災状況（その２）」を頂戴しました。

また、国際会議関係として、ISO/TC21/SC3（火災報知及び警報システム）及び同 WG24（ビデオ火災感知器）について、報告します。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いします。

(1)　消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2)　消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先　東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会　企画研究課
電　話　0422-44-8471（直通）
E-mail
〈kikenka@jfeii.or.jp〉

発行　日本消防検定協会　http://www.jfeii.or.jp

本　　所　〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 4-35-16
TEL　0422-44-7471㈹　　FAX　0422-47-3991

大 阪 支 所　〒530-0057　大阪市北区曽根崎 2-12-7　清和梅田ビル４階
TEL　06-6363-7471㈹　　FAX　06-6363-7475

虎ノ門事務所　〒105-0001　東京都港区虎ノ門 2-9-16　日本消防会館９階
TEL　03-3593-2991　　FAX　03-3593-2990

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。
当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail：kikaku@jfeii.or.jp　　専用 FAX 0422-44-8415

印刷　株式会社　三州社

日本消防検定協会

日本消防検定協会　発行